

平成十四年法律第九十二号

(目的) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

目的

第一条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第二百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

溝状の地形を形成する区域をいう。

この法律において、「地震灾害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

第三条 地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）とする。

（「地域」という。）として指定するものとする。

内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、南洋トラバ支那として利害の想定し得る最大の用意のものを考慮して行うものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとする

きはあらかじめ關係市町村の意見を聽かなければならぬ。そこで、見ることも准許されなければならない。

内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。前二項の規定は、

(基本計画) おまかせ、前回第一回の概要(中止)をうつしておき、母(ラフ)も誤りなくすきを准ずるに十四(人)、「母(ハ十四)」の生れ、「支拂(ハ西)」の生れ、まことに

基本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本の方針及び基本的な施策に関する事項、

いい、以下「推進計画」という。及び南海トラフ地震防災対策計画(第七条第一項又は第二項に規定する者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をい

い、以下に「対策計画」というのは、その本質となるべき事項を他の推進地盤における地震防災対策の推進について定めるものとする。原則として、当該施設の本丸の票文及びその垂成式期開を定めるものとする。

中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生の形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される灾害の事態が

異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することが、どう適切に配慮するものと見る。そこで、各市町村は、第一回、第二回をもつて、もとより、おまかせで、十四年（昭和二十九年）度の主つて、しきりつて、ばねしづらつて。

災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更せしむる場合に準用する。

中華人民共和國農業部令 第一號

くは同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合には当該事務については当該委任を受けた同条

第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）は、前項第六号に規定する地方公共團體（以下「地方公共團體」という。）に係る公債の償還債務を負担する旨の合意がある場合は、該合意の内容を記載した書面を提出する。

ばならない。

避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めらるゝ旨に付する事項は、この政令の施行の日以後のものと解する。

二、南海トラフ地震に伴う津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
（参考）
（参考）

四 関係指定行政機関 関係指定地方行政機関 関係地方公共団体 関係指定公共機関 関係指定地方公共機関その他の中間者との連携協力の確保に関する事項

- 2 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの
- 2 2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。
- 3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 3 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。
- （推進計画の特例）
- 第六条** 前条第一項又は第二項に規定する者が、大規模地震対策特別措置法第六条第一項又は第二項の規定に基づき、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を定めた部分は、推進計画とみなしてこの法律を適用する。
- （対策計画）
- 第七条** 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。
- 1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
 - 2 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
 - 3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - 4 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
- 2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があつた日から六ヶ月以内に、対策計画を作成しなければならない。
- 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。
- 4 対策計画は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。
- 6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。
- （対策計画の特例）
- 第八条** 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。
- 一 大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）
- 二 消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程
- 四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項に規定する保安規程
- 六 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程
- 七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第二百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程
- 八 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程
- 九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 2 南海トラフ地震防災規程（前項第一号に係るものをお除く。以下この項において同じ。）を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。南海トラフ地震防災規程を変更したときも、同様とする。
- （南海トラフ地震防災対策推進協議会）
- 第九条** 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行ふための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。

第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもつて構成する。

協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の庶務は、内閣府において処理する。

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

第十一条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

第十二条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

（津波避難対策緊急事業計画）

第十三条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができる。

一　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難路その他の避難場所の整備に関する事業

二　前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三　集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第二百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）

四　集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業）

第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるもの（当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかるわらず、同表のとおりとする。

津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国との負担割合が、前項の規定による国との負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国との負担割合については、同項の規定にかかるわらず、当該他の法令の定める割合による。

国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 3 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

2 2 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

1 1 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)

第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に關し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

第十五条 市町村(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項に規定する指定市町村を除く。)が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地(耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項(第一号に係る部分に限る。)又は第五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

一 関係市町村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適当であると認められること。

二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(集団移転促進法の特例)

第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第八条第一号の規定の適用については、同号中「場合を除く」とあるのは、「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七百七十九号)その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(地方債の特例)

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行った

ために要する経費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)については、地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(地震観測施設等の整備)

第十九条 国は、南海トラフ地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難施設その他の避難場所、避難路その他避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に

関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

(財政上の配慮等)

第二十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(附則抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則抄)

(施行期日)

一 及び二 略
三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条(「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。)、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附則 (平成一九年六月二二日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二五年一月二九日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画（旧法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。）は、この法律による改正後の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第五条第一項各号に掲げる事項及び新法第七条第四項に規定する事項について定めた部分については、新法第五条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画（新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。）とみなす。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が平成二十六年四月一日前となる場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第六項の規定の適用については、同項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とあるのは、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

第五条 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第四号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（発電量調整供給）を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農業経営基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号中「第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項第十五号中「第四十四条」を「第四十二条」に改め、同項中第十号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものと除く。）

十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第二農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項に次の「一号」を加える。

五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものと除く。）

（農業協同組合法の一部改正）

第五条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「(耕作)」の下に「(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第十六条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

附則第六条第一項第二号中「農地等」の下に「農地及び」を加え、「農地及び」を削り、「耕作」の下に「(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第二項中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加える。

(景観法の一部改正)

第十七条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を加える。

(地域再生法の一部改正)

第十八条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十七第五項中「(耕作)」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を「同法」に改める。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)

第十九条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「耕作」を「耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を加える。

第七条第三項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号イ中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第二十条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「(耕作)」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「第三項の」に、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を「同法」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第二十一条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十四条第一項第一号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第二十二条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第四項第四号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第二十三条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「(耕作)」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び次号において同じ。)」を加える。

第七条第四項第一号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第二十四条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(耕作)」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を加え、同条第五項第三号中「(第一号に掲げる土地を除く。)」を加え、同条第五項第三号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「農地又は」を「農地（同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は」に改め、同項第三号中「耕作」の下に「（同法第四十三條第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第二号及び第六項において同じ。）」を加える。

第二十六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のよう前に改正する。

第二百五十三条のうち農地法第四十三条第七項の改正規定中、「第四十三条第七項」を「第四十一条第七項」に改正（都市農地の貸借の円滑化に関する法律の一部改正）

第二十七条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中〔昭和二十七年法律第二百二十九号〕を削り、〔第一号から〕を〔同号から〕に改める。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第一項中「農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作」を「農地等（農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」に改める。

(施行期日) 附則(令和二年六月二二日法律第四九号) 挑

抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公有の日から起算して六月を越えなし筆困内において既て定める日から旅行するにあたり沙の名号に携ける特定期間内に、當該名号に定める日から旅するに

第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の一を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（第七

（同条の第一項を第七条の第三項に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中川河法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定

(同条件下者)が法律(第二十三条第一項第一号の規定によるもの)に規定する所と同一の規定を除く。」並ては第八条第十条及び第十一条の規定並に第五十一条は、第六条、第九条から第十二条までの規定並に第三十九条、第五十条、第五十一条及び第五十二条の規定並に第三十四条、第五十五条及び第五十六条の規定(公布の日から起算して三ヶ月を経過した後)を除く。

いて政令で定めそ

事業の区分	国の負担割合
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の一
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の一